

卸売市場法改正に伴う秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について

卸売市場法の改正法は、令和 7 年 6 月 11 日に成立し、令和 8 年 4 月 1 日に施行されることとなっている。

この改正法では、開設者による「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食品等持続的供給法」という。）」に係る指定品目や取引適正化のための措置等の公表について秋田市公設地方卸売市場業務条例（以下「条例」という。）に定めることが卸売市場の認定要件として新たに加えられたため、条例の一部改正を行ったものである。

1 食品等持続的供給法について

昨今、農業・食品産業（製造業・流通業・小売業等）の事業環境が急激に変化しており、食料の持続的な供給を図る「食料システム」の構築と関係者が協調する仕組みづくりが求められている。

そのため、同法では「食品等の取引の適正化のための措置」等を定め、国が指定する飲食料品等について、国が認定した団体がコスト指標を作成・公表するとともに、食料システム関係事業者に対し、以下の努力義務を課すこととした。

(1) 指定品目

コストが認識されにくいとされる米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳の 5 品目。本市場においては、野菜が対象となることから、青果部が同法の適用対象となる。

(2) コスト指標

国が認定する団体が生産、製造、加工、流通又は販売等に要する費用に係る指標を作成し、公表することとしている。

(3) 努力義務

同法では、以下 2 つの努力義務を課すとともに、その実施状況については、国が情報収集等を行い、取組が不十分と判断した場合、対象事業者に対し、指導・助言等の必要な措置を取ることとなっている。

ア 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議すること。

イ 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討および協力すること。

2 条例改正の内容

条例第40条に「開設者による卸売予定数量等の公表」が規定されていることから、その次に、第40条の2「開設者による指定飲食料品等の公表」を新たに加え、市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することとし、以下3つの事項を定めたもの。

- (1) 市場において取り扱う食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等
- (2) 前号に掲げる食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

なお、施行日は、改正法の施行日と同じく、令和8年4月1日とする。

3 公表方法について

2に規定した内容の公表については、市ホームページで行うこととし、その公開日は条例施行日である令和8年4月1日とする。